

所得拡大促進税制 のご利用の手引き

給与等支給額を増加させた場合、
増加額の10%を
法人税^{※1}から税額控除できます

平成26年4月1日より
適用要件を緩和^{※2}しました。

※1：上限は法人税額の10%(中小企業者等は20%)まで

※2：給与等支給増加割合の要件を5%から2%に変更等

(平成26年4月1日以降に終了する事業年度から要件緩和されます。
また、増加割合の要件が2%に緩和されるのは、平成27年4月1日
より前に開始する事業年度までです。)

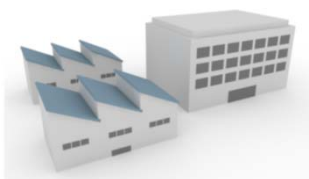
個人事業主にも同様の制度がございます。
所得税額の事業所得に係る部分について
税額控除を受けることができます。

制度利用のポイント

【ポイント1】

幅広い皆様に御活用いただけます！

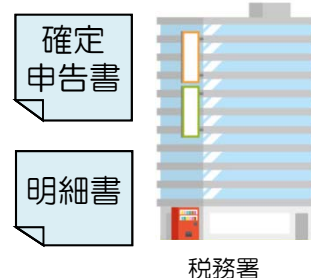
- ・ 個人事業主から大企業まで御活用いただけます。
(中小企業者等の場合は税額控除の上限が優遇されています。)



【ポイント2】

まだ活用のチャンスがあります！

- ・ 平成30年3月末までに開始する事業年度まで継続する制度ですので、今年度利用ができなくても、来年度は利用ができる可能性があります。
- ・ 制度利用に際して、事前申請は必要ありません。確定申告の際、申告書に明細書を添付してください。



【ポイント3】

ベースアップを含め、幅広い賃上げが対象となります！

- ・ ベースアップを実施することにより、適用の可能性が高くなります。
- ・ 賞与や諸手当*も対象になります。業績連動の賞与が増加したことにより、適用条件を満たす可能性もあります。
(※ 所得税法上、原則として「給与所得」として課税対象とされるものに限ります)

【ポイント4】 New!

給与等支給増加割合の要件を緩和しました！

- ・ 「雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であること」とされていた要件が、下記の通り段階的に変更され、適用年度も2年延長しました。

(給与等支給額の増加要件のイメージ) 具体的な定義はP. 3に記載

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
緩和前	基準年度	5%	5%	5%	-	-
緩和後*	基準年度	2%	2%	3%	5%	5%

※ 平成26年4月1日以降に決算を迎える事業年度より適用可能です。 2年間延長しました！

【ポイント5】 New!

平均給与算定の対象が「継続雇用者」に限定されます！

- ・ 新卒採用を増やした際に、平均給与が下がり、制度の活用が難しくなるという弊害が解消され、今まで以上に使い勝手が良くなります。

(※ 「継続雇用者」の範囲については、P.4をご参照ください)



新しく入社した方

詳しくは次ページ以降に解説しております
より詳しい説明はHPに (P.7にURLがございます)

所得拡大促進税制の概要

【所得拡大促進税制とは】

青色申告書を提出している法人(または個人事業主)が、給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額(または所得税額)より税額控除(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)できる制度です。

※この税制は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度についてご利用いただける可能性があります。

※「中小企業者等」とは中小企業者又は農業協同組合等を指します。

【関連Q&A】 ・中小企業者とは(P. 6)

はじめに **まず、3つの事業年度を確認しましょう！**

まずは、「適用年度」、「基準事業年度」、「前事業年度」の3つの事業年度について確認しましょう。

A. 適用年度

適用年度とは、実際に税制の適用を検討している事業年度をいいます。

B. 基準事業年度

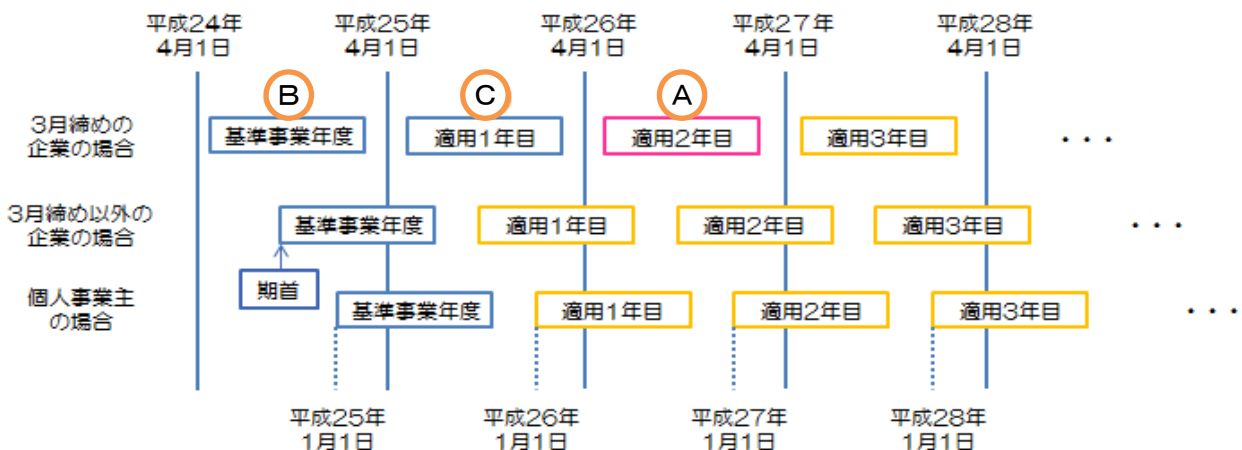
基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。(基準事業年度は、適用1年目でも、2年目以降でも、また適用3年目に初めて使用する場合も変わりません。)

C. 前事業年度

前事業年度とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。



例えば、3月末決算の企業で、平成27年3月期決算について税制を適用しようとする場合(下図のAの期間)は、Bが基準事業年度、Cが前事業年度、Aが適用年度、となります。



所得拡大促進税制 3つの適用要件をチェック！

要件1

雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加していますか？

要件1, 2は、「雇用者給与等支給額」についての適用要件となります。「雇用者給与等支給額」とは、適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」(役員及びその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者)に対する「給与等」の支給額をさします。

適用年度の雇用者給与等支給額が、基準事業年度の雇用者給与等支給額(「基準雇用者給与等支給額」といいます)と比較して一定割合以上増えているか確認します。



【雇用者給与等支給額の増加要件】

- 平成27年4月1日より前に開始する事業年度 …………… 2%
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
の間に開始する事業年度 …………… 3%
- 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
の間に開始する事業年度 …………… 5%

簡単に言うと「役員と役員の親族の給与や、所得税非課税の所得を除く、損金算入された給与総額が何%増えているか」を確認します。
(通勤費の扱い等、詳細は、Q&Aを含めてご確認ください。)



【関連Q&A】

- 国内雇用者とは(P. 6) • 給与等とは(P. 6) • 特殊関係者とは(P. 6)
- 政府等から受けた助成金の扱いについて(P. 6) • 出向者の扱いについて(P. 6)
- 基準事業年度の月数が適用年度の月数と異なる場合(P. 6)
- 基準事業年度の雇用者給与等支給額がない場合(P. 7)

要件2

適用年度の雇用者給与等支給額は前事業年度以上の額ですか？

要件2では、「雇用者給与等支給額」が、前事業年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額(「比較雇用者給与等支給額」といいます)以上であるかどうかを確認します。



例えば平成26年12月期において所得拡大促進税制を適用しようとする場合、雇用者給与等支給額は、それぞれ以下の事業年度において損金の額に算入された給与となります。

- 基準事業年度：平成25年1～12月
- 前事業年度 ：平成25年1～12月
- 適用年度 ：平成26年1～12月

適用1年目のみ、基準事業年度と前事業年度が同一の事業年度になりますので、要件1を満たせば自動的に要件2を満たすこととなります。

ここで言う適用1年目は、貴社において税制を利用する1年目ではなく、「税制の適用の対象となる年度としての1年目(基準事業年度の直後の事業年度)」ですのでご注意ください。



要件3

平均給与等支給額が、前事業年度を上回っていますか？

要件3は、雇用者1人あたりの月割りの平均給与に関する、「平均給与等支給額」に係る要件です。

適用年度の「継続雇用者」（後述）に対する給与等の支給額を、当該継続雇用者の月ごとの延べ人数の合計で割った金額（「平均給与等支給額」といいます）が前事業年度の額（「比較平均給与等支給額」といいます）を上回っているかを調べます。

※継続雇用者とは

適用年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のことを指します。例えば適用年度に新しく入社した方や前事業年度中に退職をされた方は原則として継続雇用者には含まれません。

【ステップ1：継続雇用者給与等支給額等を算出する】

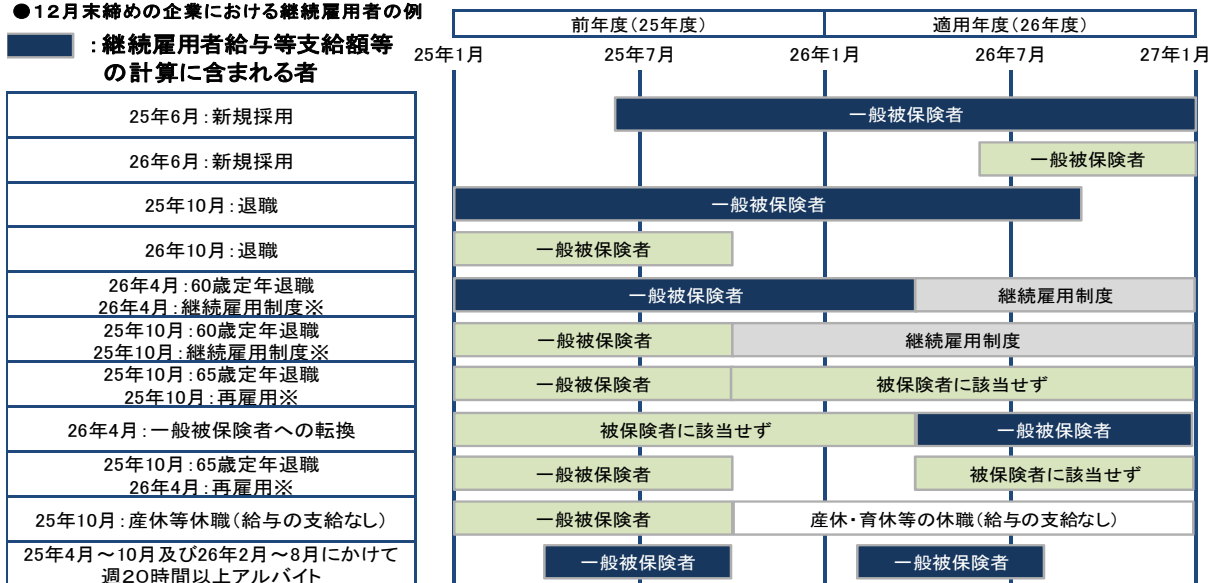
適用年度の雇用者給与等支給額の内、雇用保険法の一般被保険者(注1)である継続雇用者に係る金額の合計額を計算します。その額から、さらに高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」(注2)の対象者に支給された給与等を引いて算出します。(この金額を「継続雇用者給与等支給額」といいます)

また、前事業年度においても同様の金額を計算します。(この金額を「継続雇用者比較給与等支給額」といいます)

※適用年度で計算対象とならなかった方の給与等は、前事業年度分の計算対象にも含めません。

●12月末締めめの企業における継続雇用者の例

■：継続雇用者給与等支給額の計算に含まれる者



※「継続雇用制度」は高年齢者雇用安定法による65歳までの継続雇用、「再雇用」は同法に拠らないかつての在籍者の再採用を指す



(注1)一般被保険者とは、労働者のうち、65歳以上で雇用されている者や、1週間の所定労働時間が20時間未満の者等を除いた者(雇用保険の加入対象となる者)で、かつ高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者を指します。

(注2)「継続雇用制度」の対象者は、高年齢者雇用安定法に基づくものに限り、就業規則に「継続雇用制度」を導入している旨の記載があり、かつ雇用契約書や賃金台帳等のいずれかに、継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載があることが条件です。



要件3つづき ※継続雇用者についての注意点

【ステップ2：月別支給対象者数を算出する】

各月ごとの給与等の支給の対象となる、継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額に係る継続雇用者の数のことをいいます。同一の継続雇用者につき、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給があった場合においても、その月のその継続雇用者は1人と数えます。

月別支給対象者数は各月ごとに給与等の支給を受けた人数の合計ですので、賞与と給与が同じ月に両方支給された方がいる場合、人数は1人とカウントします。例えばAさんが1年間勤務したとして、月例給与のほか6月と12月に賞与を受け取った場合も、12人と数えます。



【ステップ3：平均給与等支給額を算出する】

ステップ1で算出した継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額を、ステップ2で算出した「月別支給対象者数」で割り、平均給与等支給額又は比較平均給与等支給額を計算します。

そして平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回っていれば、要件3を満たします。

【関連Q&A】

- ・片方の年度しか一般被保険者に該当する月がない継続雇用者の扱い(P. 7)
- ・継続雇用者がいない場合(P. 7)



当税制の適用時に必要な明細書については経済産業省の当税制のホームページに載せております。詳しくはP.7をご確認のうえ、ダウンロードをしてご活用ください。
当該明細書に数値を記載したうえで、確定申告の際に併せて税務署までご提出ください。

【25年度分の上乗せ控除について】 ※3月末決算の方向け

3月末締め決算の企業で適用1年目(平成26年3月期)の際に旧制度における要件を満たさなかったものの、同年度について新制度(要件緩和後)の基準で要件を満たす場合、2年目の適用の際に、1年目の控除額を上乗せして控除できる可能性がありますのでご確認ください。



例えば、
①雇用者給与等支給額の増加率が、2%以上だが5%を下回っていた場合。
②平均給与等支給額の計算の対象を継続雇用者に限定した場合、平均雇用者給与等支給額が前事業年度における金額(比較平均給与等支給額)を上回っていた場合。
が考えられます。

※適用1年目の控除額を上乗せして控除する場合は、適用2年目の事業年度においても当税制を適用する要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。

よくある御質問について ①

【定義】

・中小企業者とは

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合(1つの法人により50%又は複数の法人合計で3分の2)以上を大規模法人(資本金の額が1億円超の法人、その他一定の法人)に所有されていない法人、及び資本又は出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。

・国内雇用者とは

法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員や役員の特殊関係者は国内雇用者とはなりません。

・特殊関係者とは

役員の親族を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者も特殊関係者に含まれます。

・給与等とは

俸給・給与・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(給与所得として課税される給与)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、賃金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等支給額の計算をしている場合は、給与等に含めることが認められます。

なお、使用人兼務役員を含む役員やその特殊関係者は国内雇用者に該当しないことから、これらの方に支給される役員報酬などの給与は、所得拡大促進税制上計算対象から除外することとされています。

【出向や助成金の考え方】

・政府等から受けた助成金の扱いについて

「給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額」は給与等支給額から控除することと規定しているため、特定就職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金など、給与等に充てることを目的に労働者の雇入れ人数に応じて政府等から支給される助成金の額は雇用者給与等支給額から控除します。

・出向元法人における出向者の扱いについて

「給与等に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払いを受けた金額」は給与等支給額から控除するため、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人)が支給する際、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額は雇用者給与等支給額から控除します。

・出向先法人における出向者の扱いについて

出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、給与等支給額に含まれます。従って、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該出向者への給与は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。

【決算月の変更】

・基準事業年度(又は前事業年度)と適用年度で月数が異なる場合の雇用者給与等支給額の扱い

基準事業年度の月数が適用年度の月数と異なる場合、当該基準事業年度の雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じて、これを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額を基準雇用者給与等支給額とします。前事業年度と適用年度の月数が異なる場合も同様の方法で比較雇用者給与等支給額を計算します。

よくある御質問について ②

【法人を新設した場合や初めて従業員を雇った場合】

・新設法人等で基準事業年度がない場合

基準事業年度がない場合でも、当税制が御活用いただけます。この場合、基準雇用者給与等支給額は、事業を開始した事業年度の雇用者給与等支給額の70%に相当する金額とすると規定されています。

・基準事業年度の雇用者給与等支給額がない場合

平成25年4月1日より前に事業を開始していて、基準事業年度の雇用者給与等支給額がない場合は、1円となります。

【継続雇用者について】

・片方の年度しか一般被保険者に該当する月がない継続雇用者の扱い

継続雇用者に該当しますが、前事業年度・適用年度のどちらかしか一般被保険者に該当する月がない方については、適用年度のみ該当する月がある方は当該月の人数・給与等とともに計算に含めますが、前事業年度のみ該当する月がある方はその該当月の人数・給与等は計算に含めません。

・継続雇用者がいない場合

継続雇用者に該当する者が0人の場合、継続雇用者の人数は前事業年度・適用年度ともに1人とし、継続雇用者給与等支給額については前事業年度が0円、適用年度は1円となります。そのため、平均給与等支給額に関する要件は満たすことになります。

・一般被保険者とは

P.4をご参照ください。

・継続雇用制度とは

P.4をご参照ください。

【その他】

・本税制と選択適用になる税制措置とは

雇用者を増やす企業を減税する制度（雇用促進税制）、復興産業集積区域で被災雇用者等を雇用した場合の特別控除制度、避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別控除制度、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別控除制度の4つの税制措置を指します。

ホームページ・お問い合わせ先

ホームページでは利用における詳細なステップや、用語集、各種Q&Aなどがご確認いただけます。ご活用ください。まずはホームページをご覧ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

所得拡大促進税制



検索

○お問い合わせ先

【最寄の経済産業局】

・北海道経済産業局	地域経済課	: 011-709-1782
・東北経済産業局	地域経済課	: 022-221-4876
・関東経済産業局	産業人材政策課	: 048-600-0358
・中部経済産業局	産業技術・人材・情報政策課	: 052-951-2774
・中部経済産業局北陸支局	地域経済課	: 076-432-5518
・近畿経済産業局	地域経済課	: 06-6966-6011
・中国経済産業局	地域経済課	: 082-224-5684
・四国経済産業局	地域経済課	: 087-811-8513
・九州経済産業局	産業人材政策課	: 092-482-5504
・沖縄総合事務局	地域経済課	: 098-866-1730

【経済産業省】

・経済産業政策局	産業人材政策室	: 03-3501-2259
----------	---------	----------------